

議第3号

高山市印鑑条例の一部を改正する条例について

高山市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年2月25日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

成年被後見人に係る規定等を見直すため改正しようとする。

高山市印鑑条例の一部を改正する条例

高山市印鑑条例（昭和52年高山市条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(登録の資格)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>成年被後見人</u></p>	<p>(登録の資格)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）</u></p>
<p>(登録することができない印鑑)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、法第30条の45に規定する外国人住民（以下「外国人住民」という。）のうち表記に漢字を用いない圏域（以下「非漢字圏」という。）の外国人住民が住民票の備考欄に<u>記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</u></p>	<p>(登録することができない印鑑)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、法第30条の45に規定する外国人住民（以下「外国人住民」という。）のうち表記に漢字を用いない圏域（以下「非漢字圏」という。）の外国人住民が住民票の備考欄に<u>記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</u></p>
<p>(印鑑登録原票)</p> <p>第6条 市長は、印鑑登録原票を備え、印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 氏名（氏に変更があつた者に係る住民票</p>	<p>(印鑑登録原票)</p> <p>第6条 市長は、印鑑登録原票を備え、印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 氏名（氏に変更があつた者に係る住民票</p>

<p>に旧氏の記載<u>（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）</u>がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に<u>記録</u>されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に<u>記載</u>がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。